

## アメリカにおける中国人の法律上の地位

越 川 純 吉

はじめに―アメリカ社会における小教者

一、中国人の移住

二、初期中国人差別法

三、バーリンゲーム条約

四、中国人排斥法

五、中国人排斥法廃止

六、中国人に対する憲法上の保護

おわりに

はじめに―アメリカ社会における小教者

アメリカ社会は、多種族国家である。多種族国家の中において、小教者が如何に取扱われているかは、涉外法上の

小多数者の法律上の地位―小多数者保護―の問題として興味がある。その中でかつて特殊の地位にあるミクロネシア住民の法律上の地位を採りあげたので、今回は、それと対照して興味深い中国人の問題を論ずることにする。

〔注〕

(1) 中京大学社会科学研究所が昭和五六年二月一九日が行った共同研究「アメリカにおけるマイノリティーグループについて」越川・アメリカ法上のマイノリティーの意義 社会科学研究所第二巻第二号八頁以下参照。

(2) 越川・ミクロネシア住民の法律上の地位―小多数者の法律問題―中京法学第一四巻第三号一頁以下参照。

アメリカの多種族構成は、原住民（アメリカン・インディアン）と移民とから成る。その移民には、拉致移民（アメリカ黒人）と自由移民（白人、アジア人）とがある。アジア移民は、白人移民に対し、有色人種の小多数者として差別される。アジア移民の中で、中国人と日本人とは、どの本でも必ず、同一章か続いた章で取上げられておる。

アメリカでは、現在中国人と日本人とは、共に好ましい小多数者、殊にアメリカ生れは、最も教育のある中流階級とされている。中国人と日本人とは、同じアジア民族とはいえ、異なる特色を持って居り、中国人がアメリカ社会において、その旺盛な生活力をどう発揮し、アメリカ法上如何に取扱われたか、現在如何に取扱われているか、将来どう取扱われるかは、日本にとって誠に興味ある問題である。

大統領チェスター・アーサー (Chester Arthur) が最初の中国人排斥法 (the first Chinese Exclusion Act) に署名し、法律となったのは、丁度今を去る百年前の一八八二年五月である。その百年の間の変遷の重みを考えるに、この際中国人の地位を説くのは、意義深いであろう。

一、中国人の移住

移民の記録は、一八二〇年まで保存されていない。その後の統計もまち／＼で信用をどの程度おいていいかわからない。例えば、中国人移民は、一八二〇年—一八七五年、四八七、八〇三人、一八二〇年—一九六一年、四〇九、四三九人と記されている位である。

中国移民は、一八四九年金鉱熱（ゴールドラッシュ）を契機として、大量に行われ、一八五〇年代は、苦力労働の大需要で四一、〇〇〇人以上移入されたという。横断鉄道建設については、一八六九年一万人の労働者を備いその十分の九が中国人だったといわれ、Central Pacific Railroad が同年 Union Pacific Railroad と Ogden, Utah で接続した年まで移入が歓迎された。その後幾千の中国人が職を失ない、一八七〇年の国勢調査では、一〇五、〇〇〇人以上居住し、多くはカリフォルニアに居住する。

一八七六年の経済恐慌（Panic）で、中国人が生来のアメリカ労働者の脅威とみられるようになり、一八七六年一〇月、国会の共同委員会の調査では、一一七、四四八人となった。一八八〇年一〇五、四六五人で、一八八二年移入の頂点約四万人に達し、一八九〇年、計二〇七、四八八人に届き、一九二〇年の国勢調査では、六一、六三九人である。<sup>1)</sup>一九六〇年の国勢調査では、二三七、二九二人、一九七〇年の国勢調査では、三三九、二四三人である。<sup>2)</sup>

国勢調査による一〇年間の中国人移入数は、次のとおりである。

一八二〇—一八三〇年	三
一八三一—一八四〇年	八
一八四一—一八五〇年	三五

アメリカにおける中国人の法律上の地位

一八五二—一八六〇年	四一、三九七
一八六一—一八七〇年	六四、三〇一
一八七二—一八八〇年	一二三、二〇一
一八八一—一八九〇年	六一、七一一
一八九一—一九〇〇年	一四、七九九
一九〇一—一九一〇年	二〇、六〇五
一九一一—一九二〇年	二一、二七八
一九二二—一九三〇年	二九、九〇七
一九三一—一九四〇年	四、九二八
一九四一—一九五〇年	一六、七〇九
一九五一—一九六〇年	九、六五七
一九六一—一九七〇年	九六、〇六二
	計五〇四、六〇一 <sup>(3)</sup>

〔注〕

- (1) Carl Wittke, *We Who Built America*, 1964, p. 473; Joseph Hrabka, *American Ethnicity*, 1979, p. 298.  
 (2) Stephanie Bernado, *THE ETHNIC ALMANAC*, 1981, pp. 88-90. 又 T. Sowell, *Ethnic America*, p. 136. 又の数字異なる。  
 (3) Marden & Meyer, *Minorities in American Society* p. 361.

移民の統計が正確でないことは、アメリカの学者も認めるところである。<sup>(註)</sup>その理由として、中国人労働者観迎と反対としては、当然そのあげる数が違うし、違法入国の数が確定できないからである。

(註) William Petersen, *Chinese Americans and Japanese Americans, Essays and Data on American Ethnic Groups*, ed. by Sowell, pp. 77-73; Thomas Sowell, *Ethnic America-A History*, 1981, p. 142.

一九八〇年国勢調査によると、一九七〇年代のマジメ系移民の急増が加わり、少数人種の社会問題が生じている。同調査の概要について、Philip M. Hauser, *The Census of 1980, Scientific American*, November 1981, pp. 53-61; *Population Profile of the United States: U. S. Department of Commerce Bureau of the Census*, GPO, June 1981, 56p. (REF 312 U. S.). Race について White, Black, Spanish origin の分類になっている。その五三頁に Race and Spanish Origin の解説がある。その三頁には、In 1980, the number of Asian Pacific Islanders (P. I.) was 3.5 million, representing a substantial increase over the 1970 figure of 1.5 million. (Asian Indians were classified as White in 1970, but were included in the Asian and P. I. category in 1980.) "Who's Gaining, Losing in Population Race," *U. S. News & World Report*, February 16, 1981, pp. 57-59. 参照。

Joseph HRABA, *American Ethnicity*, 1979 p. 298 に記載の中国系アメリカ人の展開とアメリカ社会の現代化 (Evolution of Chinese Americans and the Modernization of American Society) の表は、農業社会・工業社会・脱工業社会とに分けて説明するのは面白く、研究者のその後の研究によって、正確に完成されることが望まれる。

中国人に対し、天人の意味もある "Celestial" を使い、普通には Chinese を使い、軽蔑として Chink (ちゃんご) 又は Chinaman (シナ人) と云う (Huang, *The Chinese American Family, Ethnic Families in America-Patterns and Variations*, ed. by Mindel & Habenstein, 1976, p. 126. 参照)。

アメリカ合衆国が民主社会であるかどうかは、アメリカ社会における性質と憲法制度によって決まるといえることができよう。アメリカ社会は、種々の外来種族から成り立ち、構成集団が一つに融けこむことができないうし、アメリカ

憲法は、権力を分け、それを利用する種々の途が開かれている。このことがアメリカにおける民主社会の形成に係る。種族集団について (Ethnic Groups) は、アメリカにおける種族の政治活動と請願権 (the right of petition) の行使を注目すべきである。<sup>(注)</sup>

[注] Charles Mc G. Mathias, Jr., Ethnic Groups and Foreign Policy, Foreign Affairs, Summer 1981, pp. 975 ff. Discussion, Fall 1981, pp. 185-190. 参照。

中国人の組織された種族利害団体 (organized ethnic interest groups) として、かつての強力なチャイナ・ロビー (China lobby) 現在の台湾ロビー (Taiwan lobby) をあげることができよう。この台湾ロビーは、一九七〇年後半のカーター政府の「アメリカの承認を台湾の中華民国 (the Republic of China on Taiwan) から中華人民共和国 (the People's Republic of China) に移る決定」<sup>(注)</sup> に対し有効な攻撃をしかけることに失敗した。

[注] ジェイ・シム・カーター (Jimmy Carter) の支那問題に対する考えについては、Patrick Y. C. Chang, The Tortuous Path to Normalization, Asia and U. S. Foreign Policy, ed. by James C. Hsiung & Winberg Chai, Praeger, 1981, p. 13, A. James Gregor & Maria Hsia Chang, Taiwan: The "Wild Card" in U. S. Defense Policy in the Far Pacific, Asia and U. S. Foreign Policy, p. 133; Taiwan Relation Act, Public Law, 96-98, April 10, 1979; Implementation of the Taiwan Relations Act: The First Year, U. S. Senate Foreign Relations Subcommittee on East Asian and Pacific Affairs: June, 1980 (Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office, 1980), Huan Xiang, ON SINO-U. S. Relations, Foreign Affairs, Fall 1981, pp. 35-53, Jacob K. Javits, CONGRESS AND FOREIGN RELATIONS: THE TAIWAN RELATION ACT, Foreign Affairs, Fall 1981, pp. 54-62.

## 二、初期中国人差別法

中国人の合衆国入国反対運動は、カリフォルニアが州となった後、すぐに始まった。一八五二年には、カリフォルニアの新しい州の人口の一部に約一万四千人の中国人が加わったが、その知事ビッグラー (Governor Bigler) が特別メッセージでその問題に言及したといわれる。<sup>(注)</sup>初期鉱業規則 (the early mining regulations) には、中国人に対する差別を規定したのがいくらかある。

(注) Rodman W. Paul, *Origin of the Chinese Issue in California, the Mississippi Valley Historical Review*, xxv, pp. 181ff.

## 説論

カルフォルニアの移民制限は、一八七〇年代に、アメリカが長い戦後の不況にあって、中国人労働競争が、西部海岸の重大な政治問題であったことに基づく。カリフォルニアの憲法制定審議会 (the California Constitutional Convention) は、白人労働組合の主張の下にその条項に中国人排除の意向を表明している。カルフォルニアは、三十年間以上移民制限に幾多の集合的に旅客法 (the passenger acts) と云われる立法を試みた。最高裁判所が国際関係において、一方的にしたカリフォルニアのこの試みを憲法違反と判断したために、これらの法は、殆んど直接には成功を得られなかった (後記六、中国人に対する憲法上の保護参照)。

中国人は、鉱業から色々な手段によって排除された。その手段は、中国人を労働の区域場所を禁止する地方命令 (local ordinances) や中国人の鉱夫に対する差別課税例えばカリフォルニア外人鉱夫税 (the California Foreign Miners' Tax) ・クロースドショップ協約 (closed-shop arrangements) ・暴徒の暴力などである。鉱夫は、組合を組織し、その組合から中国人を排除し、鉱業に従事出来なくした。カリフォルニアの鉱山地域における中国人は、一

九世紀後半になぐられ、焼打ちに合い、リンチされ、暴徒によって発砲された。

### 三、バーリングゲーム条約 (Burlingame Treaty)

バーリングゲーム条約は中国に対するアメリカの最初の公使アンソン・バーリングゲーム (Anson Burlingame) により交渉され成立した条約である。

一八六八年バーリングゲーム条約は、中国人の自由移入を平等互恵の立場で認めた。ただし、帰化することを認めなかった。これは、一八五八年米清天津条約がアメリカ側にだけ、片務的に最恵国待遇を認めたことに対する非常な進歩である。中国人が従順で信用をおける労働者で、安い貸銀で多数人を集めることができるので観迎された。しかし、その観迎にもかかわらず、中国人がアメリカ労働者の賃銀を低下させるとの強迫観念から制限が始まり、地方や州の法律 (local and state laws) により中国人を制限し、カリフォルニアの裁判所は、これを支持した。これに対し、連邦裁判所は差別立法をバーリングゲーム条約に反し違憲であると判示した。<sup>(注)</sup>

(注) 合衆国憲法修正第一四条第一項は次のとおり規定する。

All persons born or naturalized in the United States and subject to the jurisdiction thereof, are citizens of the United States and of the state jurisdiction thereof, are citizens of the United States and of the State wherein they reside. No state shall make or enforce any law which shall abridge the privileges or immunities of the citizens of the United States; nor shall any State deprive any person of life, liberty or property without due process of law; nor deny to any person within its jurisdiction the equal protection of the laws.

Raoul Berger は「右憲法平等保護条項の解釈について」Government by the Judiciary, 1977, pp. 46, 51, 103-104, 133, 169, 176, 180, 191. において「平等保護条項は、人身・財産の安全に関する特定の公民権 (civil rights) に影響する」と



らるの種族上偏はな州立法だけ禁止する旨を主張する（それに關する論駁 Paul R. Dimond, Strict Construction and Judicial Review of Racial Discrimination under the Equal Protection Clause; Meeting Raoul BERGER on Interpretivist Grounds, Michigan Law Review, Vol. 80, January 1982, pp. 462ff. 参照）。

しかしながら、一八六六年公民権法（the 1866 Civil Rights Act）第一条は、次のとおり規定する。

All persons born in the United States and not subject to any foreign Power, excluding Indians not taxed, are hereby declared to be citizens of the United States, and such citizens, of every race and color, without regard to any previous condition of slavery or involuntary servitude, except as a punishment for crime whereof the party shall have been duly convicted, shall have the same right, in every State and Territory in the United States, to make and enforce contracts, to sue, be parties, and give evidence, to inherit, purchase, lease, sell, hold and convey property, and to the full and equal benefit of all laws and proceedings for the security of person and property as is enjoyed by *white citizens*, and shall be subject to like punishment, pains, and penalties, and to none other, any law, statute, ordinance, regulation, or custom to the contrary notwithstanding.（イタリックは筆者による）。

憲法修正第一四条は、公民権法の“such citizens”と異り、一般文句の“any person”を使用しておるので、平等保護を種族の差別にのみ適用するとの説明は、妥当でない。なお違憲問題については、後記六、中国人に対する憲法上の保護参照。

## 説

## 論

一八六二年から一八六八年までは、中国人移民が、経済情勢・西部海岸における労働者によって組織された反苦力活動および非友好立法によって減少し、その間は、バーリンゲーム条約は、カリフォルニアでさえ歓迎されたが、移民の数が上昇すると、早くも観迎から制限へと変化するに至る。

中国は一八七〇年合衆国が中国人労働者を規制し、制限し、停止することを認め、たゞ絶対禁止を出来ない修正条約に合意した。<sup>(注)</sup>

(注) William Petersen, *Chinese Americans and Japanese Americans, Essays and Data on American Ethnic Groups*, ed. by Sowell p. 70.

一八七〇年には、いくらかの大鉄道建設事業が完成し、数千の中国人は、他の雇傭を求めて、カリフォルニアに帰って来た。カリフォルニアの不況が一八七三年の暴落(Crash)で頂点に立ち深くなったとき、中国人が非難された。

(注) 移民の数が増加すると、反対運動が起こることは、社会一般の現象である。昭和五年六月八日毎日新聞七面に「十万人を超えるキューバ難民、ハイチからのポルト・ビープル、インドシナ難民の流入に加えてメキシコからの大量の違法入国者を抱え、移民問題を再検討すべきだとの声が高まっている。難民の激増は不況下の失業問題をいっそう深刻化させるばかりか、マイアミ暴動で既に実証されたように難民と競合する黒人層の反発を招いており、人種紛争の原因となっているからだ。」と報じている。

一八七〇年代には、太平洋岸のアイランド人は、労働市場における中国人の競争に対し、反対運動を展開し、地方当局も事業課税金の方法により中国人をえりぬく新し規則(Regulations)や洗濯業に対する新しい規則を發布して、この運動に応じた。裁判所は、多く、この規則を無効であると判示した。しかし、法の拘束を無視し反対運動は、暴動を数箇所で起こし、中国人の家屋は、サンフランシスコでは、こわされ、一八七七年の夏サンフランシスコで二五の中国人の洗濯屋を焼打にかけて終った。暴動は、その他の太平洋岸の町々で起った。白人労働者団体は、中国人を投票と公共事業における雇傭から除外するに至った。

一八七五年に、議会が契約労働に打撃を与えた。ヘイ大統領(President Hayes)は、中国人の船客をどの入国船について十五名に制限する法案を拒否権を行使して、拒否した。その理由は、問題は条約によって取扱われるべきであると信じたからである。法の形式として条約は、移出国と移入国との関係を両国の承認の上に規定できよう。新

条約が、一八八〇年中国政府との間に、パーリングゲーム条約を廃止し、移民の相互排除を認めた。たゞ教師・生徒・商人・旅行者を例外とした。

#### 四、中国人排斥法

最初の中国人排斥法 (Chinese Exclusion Act of 1882) は、議会在一八八二年中国人労働者を排斥する法律を通<sup>(1)</sup>過し、大統領チェスター・アーサーが五月に署名し遂に一八七〇年のパーリングゲーム条約の修正の線に沿うて一〇年間入国を停止した。一八九二年 Geary Act の下に更に一〇年間延長した。カリフォルニアの国会議員 Thomas J. Geary はこの排斥法に付加条項を提案し、それは、中国人に対し人身保護令状 (habeas corpus proceedings) における保釈 (bail) を拒否し、すべての中国人労働者を登録し、写真付身分証明書の携帯を要する条項である。一八九四年に条項を明確化し実施された。<sup>(2)</sup> 中国人は、この不公平な法に対し一致して協力を拒絶し、共同の努力と協力をもたらしした。

説

論

[注]

(1) この法律では、不熟練中国労働者又は、鉦夫は一〇年間入国できない。但し有資格の商人・生徒・旅回り人 (itinerants) を除いてゐる。

(2) 前掲 William Petersen, pp. 70-71. 参照。

中国人排斥法は或種の中国人のメキシコやブリティッシュ・コロンビヤ (British Columbia) からの不法入国を許す抜け道があった。一九二四年移民法 (the Immigration Act of 1924) は、最初の排斥法の抜け穴を封じ、同移民

法は一九六五年まで実施のまゝであった。アメリカ生れの中国人男は妻を選ぶため中国に帰った後、妻をアメリカに連れ帰ることができなかった。

中国人は公民権 (civil rights) の侵害 (invasion) に対し抵抗し、排斥政策にも争ったが、それは小數であつたといふ。<sup>(1)</sup> 中国人の本国における極貧状態を思えば抵抗しなかつたのであろう。中国反対者は、立法上および政治上の手續を制御し、中国人との闘争において勝利を収めた。中国人は政治で無力で投票権がなく、中国も当時の世界政治に対し弱力であつたので、アメリカにおける自国民を保護することができなかった。中国の抗議の覚書はアメリカから返答を得られなかつた。かくて、中国もアメリカも、一般に中国人移民の排除を受けいれることになつた。カリフォルニアでは、一八五〇年代に中国人差別 (discrimination) の諸法が成立し、一八八〇年代に再び制定された。中国人排斥の歴史は種族衝突理論 (ethnic conflict theory) と一致する。<sup>(2)</sup>

[注]

(1) The New York Sun, September 23, 1892.

(2) Ethnic Conflict Theory 乙(ハ)ハ、Hraba, American Ethnity p. 98. に、次のとおりグループ間衝突と法の關係を説明する。

“normative emphasis on success and social mobility predisposes members of different groups to view one another as competitive threats, and this increases the chances for intergroup conflict. Intergroup conflict may be expressed through conventional channels. The former is called consensus—bound conflict, and the latter is termed consensus—projecting conflict. Legal tactics exemplify consensus—bound conflict, while attacks on property and people illustrate the latter.”

結合の顕著性 (visibility) は、文化上の特色・習俗・言語・宗教などにあらわれ、社会構成 (Social Structure) と

して家族の結びつき (Family Associations) ・地域の結びつき (Territorial Associations) ・商人の結びつき (The Merchant Associations) などを結びつけることのできるもの。<sup>(注)</sup> アメリカにおける中国人を結合によって説明するのは面白い。

(注) Marden & Meyer, *Minorities in American Society*, 4th ed. pp. 365ff. に於て。同論文は Associations という次のとおり説明する。

“An aspect of visibility frequently ignored in the discussion of minorities is what we shall call *associational visibility*. An individual may have no visible traits that would designate him a member of a minority, but he identifies himself by the group with which he generally associates, particularly in his most intimate contacts. While as means of identification associational visibility is derivative from other bases, it acquires significance through long practice.” (イタリックは筆者による)。人の結合について述べた説明である。

説  
論

## 五、中国人排斥法廃止

一九二一年割当制を実施し、一九四三年中国人排斥法を廃止し、中国人の移民が再開され、年間一〇〇人の割当で、帰化ができない。一九五二年、移民国籍法 (マッカーラン・ウォルター法) の下で、アジア太平洋三角地域を設定し、帰化について人種の壁を排除する。一九六五年修正移民法 (ケネディ・ジョンソン法) は移民順位制を実施し、さらに、一九七〇年修正移民法 (フェーガン法) によって修正される。<sup>(注)</sup>

(注) 越川・外人のアメリカ出入国、法曹などや第二三号、一九七三年二七頁以下・行政法 (土井輝生編アメリカ商事法ハンドブック所収) 一五〇頁以下の記述に詳細をゆずる。

第二次大戦後、中国人問題が再び起きる。一九六五年以来移民法における最近の変更とともに、中国人移民は、一九六五年と一九七二年との間に毎年一〇五人から一四二、一〇八人に躍進した。<sup>(註)</sup>

(註) Wan Light & Charles Choy Wong, *Protest or Work : Dilemmas of the Tourist Industry in American Chinatowns*, *American Journal of Sociology* 89 May, 1975 : 13 42-1368.

U. S. IMMIGRATION LAW AND POLICY : 1952-1979, prepared by THE CONGRESSIONAL RESEARCH SERVICE, LIBRARY OF CONGRESS, NINETY—SIXTH CONGRESS, FIRST SESSION, May 1979.

一九七七年には、中国(台湾を含む)から一九、七六四人が新永住外人(New Permanent Aliens)となる。<sup>(註)</sup>

(註) 1977 ANNUAL REPORT : IMMIGRATION AND NATURALIZATION SERVICE (U. S. DEPARTMENT OF JUSTICE) p. 3.

The Japan Times, Friday, January 22, 1982, p. 4. 〇次の記事参照。

*Chinese Immigration to U. S. Expected To Double Following New Quota Rules*

BEIJING (AP) — Chinese immigration to the United States is expected to double following new rules that will help deal with a waiting list that stretches five years for some applicants. U. S. Consul Arturo Macias said Wednesday.

The previous limit of 20,000 immigrants a year from any one country formerly was shared on a first-come, first-served basis among all Chinese, whether they were born on the mainland and in Hong Kong, he said.

Recent action by Congress now provides an additional separate quota of 20,000 for Chinese born on Taiwan, he added.

The effect will be to free more visas for Chinese on the mainland or Taiwan, Macias said.

The number of Chinese immigrants was expected to climb 50 to 60 percent immediately and to double

eventually, Macias told reporters.

He estimated 80,000 to 100,000 people in mainland China were waiting to go to the United States.

In the Beijing Consulate, Macias said, immigrant visa applications have been averaging about 75 a month, but 145 are expected in February. Applications also are processed in Guangzhou, and a number of Chinese who slipped out to Hong Kong are waiting there to try to immigrate to the United States.

Those in Hong Kong generally have been waiting longer since the United States did not establish diplomatic relations with China until Jan. 1, 1979. Hong Kong authorities, meanwhile, have moved to stop the flow of Chinese into Hong Kong.

Applicants are divided into six categories. Those in the first category, unmarried sons and daughters—over age 21—of U. S. citizens, can expect to immigrate immediately, Macias said.

But the wait could have been up to five years for those in the lower categories, such as brothers and sisters of U. S. citizens and people whose skills are in demand and who have a U. S. employer to petition for them, he added.

He said there is no limit on spouses and parents of U. S. citizens and unmarried children—under age 21—of citizens.

Aside from immigrant visas, about 1,000 visas a month are issued to temporary visitors such as delegations and students, Macias said. The number issued in Beijing in December was up 7 percent from December 1980, he added.

中国人は、広い社会から排除されて、媒介人小少数者 (Middleman Minority) と発展した。種族性の強いチャイナ・タウンを形成、中国人独自の慣習法の支配を受け、一部は、教育を受け大都市の郊外に住むようになり、アメリカ社会に同化するようになる。族外婚により同化を早めよう。中国人の族外婚率は、一九七〇年の国勢調査による

説

論

と、女性一二・二パーセント、男性一三・五パーセントである。中国人の種族階層化 (Ethnic Stratification) が進む。新しい中国移民は、貧乏のまゝにとどまるか、チャイナ・タウンに吸収されるか、教育を受け、郊外に住むようになる。しかし、多くは貧乏の状態を継続することが多く、こゝに非行の問題その他新たな問題を生ずる。

## 六、中国人に対する憲法上の保護

アジア種族の中国人は国籍の有無にかかわらず憲法修正第一四条の保護を受ける。

### (1) 平等保護

最高裁判所は一八八六年 *Yick Wo v. Hopkins* 事件で、「憲法修正第一四条は公民の保護に限定しない。人種または、有色かどうか、国籍の差異にかかわらず一般に適用される」旨判示する。<sup>(註)</sup>

(註) 118 U. S. 356, 1886. Arthur E. Sutherland, *Constitutional Rights of Racial Minorities in the United States*, *Talks on American Law*, ed. by H. J. Berman, 1961, pp. 104ff. には、最高裁判所が「一八八六年カリフォルニアで中国人のため洗濯屋の経営に人種上公平をまゐるべき」旨判示したのを中国人に生計のかてをもうけることを認めたと評価する。越川・裁判制度(前掲 *アメリカ商事法* (ハンドブック) 所収) 二五頁、アメリカ合衆国における外国人土地法、前掲 *社会科学* 研究第二巻第一号二二頁、平等保護条項とマイノリティーの差別―修正第一四条・第一五条(社会科学研究第二巻第二号九頁以下) に詳細をゆづる。なおマイノリティーの積極救済策、右研究第二巻第二号一〇頁以下参照。

### (2) 適正手続の保障

裁判所は一九五三年 *Han-Lee Mao v. Brownell* において中国人の出国は、その海洋学の知識が中共などによって利用されるかも知れないから、合衆国の最善の利益を害するという事案で適正手続の聴問をうける権利がある旨判



示した。<sup>(注)</sup>

(注) 207F. 2d. 142, D. C. Cir. (1953), 越川・前掲 行政法一六八頁参照。

おわりに

中国人がアメリカ社会において、如何に取扱われたかは、種族法と小教者保護の関係ばかりでなく、中国人がアメリカ社会に吸収されていく過程に照らし、アメリカ涉外事項法から国内純粹事項法に転移していく過程をあわらし、一国の涉外法の国内法における地位を浮き彫りにしてくれる。アメリカが多種族社会、移民社会であるので、涉外法のアメリカ法体系に占める重要な地位をあらわしている。

中国の国内の種族関係は、漢族と少数民族との関係がどうなるか。各種族は、それぞれ独自の自治区をもち、平等がはかられているが、漢族と少数民族との間の社会・経済上の格差は、解放後の平等化政策のもとで縮少をはかられている。この問題に、アメリカにおける中国人の地位が小教者の問題の中に解決されるべきであるので、やはり中国における少数民族の問題に参考になる。中国人は、現在中国の国籍を有する者をすべて指すが、その中に種族の別があることは明白であって、他国の少数民族に対する法制上の取扱は、中国にとっても研究に値する。

中国人は、アメリカにおいて、他のアジア種族と同様、黒人 (Black Americans) と共に、移入労働者で、少数民族として、有色人に対する偏見と差別とをうけた。しかし黒人の移入は、奴隸として強制された移入 (the forced immigration) である点が中国人と日本人との移入と異なるといわれる。しかし、多くの中国人の苦力と婦女子とが、人身売買により香港・マカオから移入されたことから見て、たいした違いでなからう。<sup>(注)</sup>

(注) 可児弘明・近代中国の苦力と猪花二九頁以下参照。ところが、Huang, *The Chinese American Family*, p. 125. に「中国人労働者は、中国に行った鉄道仲介者 (railroad agents) によって、じゅうぶんな仕事・高賃銀・自由渡海を約束されて招かれた」旨記載している。

中国人の移民は、アメリカの受入移民法制、中国の出稼移民法制の両面から攻究され、それぞれの涉外法制としての特性を研究し、更に両者を総合し、両国間の条約を採り上げて涉外法一般として、位置づけるべきであろう。

中国人は、非同化東洋集団 (Unassimilable Oriental Group) の問題を初めてアメリカに起こした。そしてそのことは、重大な国際反響をもった運動を起こすことになった。<sup>(1)</sup> アメリカにおける中国人の地位は、重要な国際問題であった。日本人が次の非同化東洋集団と排斥されるのであるが、そこには、はっきりした相違がある。中国人の政府に依存しない伝統と日本人の政府に依存する傾向とは、外国にあって外国政府の社会・政治・法制による圧迫に対する対応にあらわれる。華僑としての底力と、商人団体としての日本人の無力との差をも見逃せない。日本は単一種族国で中国では多種族国で、異人種に支配された事実の相違が重要である。

(注)

(1) ワイオミング州 (Wyoming) 州 Rock Springs では、中国人の二十八人が殺され、一五人が傷つき、約一五万ドルの資産が暴動により破壊され、国際上反響を呼び、クリープランド大統領 (President Cleveland) が中国人被害家族に賠償の支払を要請する二つの教書を国会に送った。

(2) 日本の移民が中国人の後、経済上、人種上の理由で、白人失業者に襲撃され、一九二〇年排日土地法、一九二四年新移民法によって日本の移民を禁止される。

(3) 十八史略の「帝力何有於我哉」(「帝力我において何かあらんや」)の意味は、政治権力が民に及ばない社会が理想であると中国人の伝統思想をあらわしている(守屋洋・「中国人の発想80の知恵」日本文芸社一九七九年刊、五三頁以下参照)。

- Barth, Gunther. *Bitter Strength. A History of the Chinese in the U. S. 1850-1870*, 1964.
- Beaudry, James. *Some Observations on Chinese Inter-marriage in the United States*, *International Journal of Sociology of the Family Special Issue*, May 1971, 59-68.
- Bernardo, Stephanie. *The Ethnic Almanac*, New York, 1981.
- Cattell, Stuart H. *Health, Welfare, and Social Organization in Chinatown*, New York, Community Service Society, 1962.
- Cheng, David Te-Chao. *Acculturation of the Chinese in the United States, A Philadelphia Study*, China, Fukien Christian University Press, 1949.
- Chiu, Ping. *Chinese Labor in California, an Economic Study*, Madison, 1963.
- Coollidge, Mary Roberts. *Chinese Immigration*, New York, Henry Holt, 1909.
- Daniels, Roger. *American Historians and East Asian Immigrants*, *Pacific Historical Review*, Vol. XL 3, No. 4, 1974.
- Dimond, Paul R. *Strict Construction and Judicial Review of Racial Discrimination under the Equal Protection Clause*, *Michigan Law Review*, Vol. 80 : 462-511, 1982.
- Eaves, Lucille. *A History of California Labor Legislation*, University of California Studies, Berkeley, California, 1910.
- Gibson, O. *The Chinese in America*, Cincinnati, 1877.
- Gordon, Albert. *Inter-marriage*, Boston, Beacon Press, 1964.
- Hayner, Norman, and Charles M. Reynolds. *Chinese Family life in America*, *American Sociological Review* 22, October 1957, 630-37.
- Hraba, Joseph. *American Ethnicity*, F. E. Peacock Publishers, Inc., 1979.

記

錄

- Hsu, Francis L. K. *The Challenge of American Dream : The Chinese in the United States*, Belmont, California, Wadsworth, 1971.
- Huang, Lucy Jen. *The Chinese American Family, Ethnic Families in America, Patterns and Variations*, ed. by Charles H. Mindel & Robert W. Habenstein, Elsvier, 1976, pp. 124ff.
- Hull, Elizabeth. *Resident Aliens and the Equal Protection Clause the Burger Court's Retreat from Graham v. Richardson*, *Brooklyn Law Review*, Vol. XL VII, Fall 1980, No. 1, pp. 1-42.
- Humana, Charles, and Wang Wu. "Ying-Yang : The Chinese Way of Love," *Sexual Behavior* 2, June, 1972 : 20-25.
- Konvitz, Milton R. *The Alien and the Asiatic in American Law*, Cornell Uni Press, 1946.
- Levinson, Daniel R. *A Study of Preferential Treatment : A Evolution of Minority Business Enterprise Assistance Program*, 49 *George Wash. L. Rev.* 61, 72 (1980).
- Lee, Rose Hum. *The Chinese in the United States of America*, Hong Kong, 1960.
- Light, Ivan and Charles Choy Wong. *Protest or Work : Dilemmas of the Tourist Industry in American Chinatowns*, *American Journal of Sociology* 80, May 1975, 1342-1368.
- Lyman, Stanford M. *Chinese Americans*, New York, Random House, Inc., 1974.
- Marden Charles F. & Gladys Meyer. *Minorities in American Society*, 1973.
- Mears, Flot G. *Resident Orientals on the American Pacific Coast*, New York, 1927.
- Miller, Creighton. *The Unwelcome Immigrant : The American Image of the Chinese, 1785-1882*, 1969.
- Novak, Michaek : *The Rise of the Unmeltable Ethnics*, New York, 1973.
- Paul, Rodman W. *The Origin of the Chinese Issue in California*, *The Mississippi Valley Historical Review*, xxv, pp. 181-196.
- Pripic, George J. *The Croatian Immigrants in America*, New York, 1971.
- Saxton, Alexander. *The Indispensable Enemy : Labor and the Anti-Chinese Movement in California*, Berkeley, University of California Press, 1971.

Seward, George F., *Chinese Immigration in its Social and Economic Aspects*, New York, 1881.

Sowell, Thomas. (ed.), *Essays and Data on American Ethnic Groups, 1978*, *Ethnic America-A History*, 1981.

Thernstrom, Stephan (ed.), *Harvard Encyclopedia of American Ethnic Groups*, Harvard University Press, 1980.

Tow, J. S. *The Real Chinese in America*, New York, 1923.

Witke, Carl. *We Who Built America*, 2nd ed., Cleveland, 1964.

Yuan, D. Y. *Division of Labor between Native-Born and Foreign-Born Chinese in the United State : A Study of*

*Their Traditional Employment*, *Phylon* 30, (Summer) 1969, 160-169.

アメリカ合衆国移民及び国籍法を改正する法律（一九七八年一月一日法律・一九七八年一月二日法律）仮訳・民事月報三  
四一一。

可児弘明・近代中国の苦力と猪花（岩波書店一九七九年二月二四日第一刷発行）。

中京大学社会科学部研究第二巻第二号所収共同研究アメリカにおけるマイノリティーグループについて。

附記—私は、昭和五七年一月三〇日、南山大学アメリカ研究センターで開催されたアメリカ研究会例会において、「合衆国における中国人の地位」のテーマで発表し、次いで、同年三月九日名古屋市中区泉町所在県職員会館で行われたカレント・アフエア・セシナーにおいて“*The Chinese in America*”と題して英語にて報告した。アメリカ研究会は、先年会員が種族別に手分けした「アメリカ移民の歴史」を研究することになり、私は中国人部門を担当することになった。会員森田幸夫の「日本人」の報告で、既に詳細な文献紹介があり、私もその研究便宜のため、右に未見の文献をも含め、主要参考文献を掲げることにする。本稿は、アメリカ研究会の研究に負うところが多い。ここに記して感謝したい。（昭和五七年四月三〇日稿了）。